

労働条件

契約期間：期間の定め有

※ただし、更新による通算の契約期間は3年間を限度とし、それ以上の更新は行わない。なお、契約の更新は、契約の都度、次の事項に基づき総合的に判断する。

- ・会社・プロジェクトの経営状況
- ・従事している業務の進捗状況
- ・労働者の勤務成績、態度
- ・労働者の能力
- ・更新後見込まれる業務量

試用期間：有（1か月）

就業時間：標準労働時間9時～18時

所定労働時間を超える労働の有無：有

休憩時間：1時間

休日：土日、祝日、その他会社が定める日

賃金の額：各求人情報（[こちら](#)）をご確認ください

社会保険：健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険適用

※社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険は、週所定労働時間や給与等の条件によっては加入対象外となる。加入要件は法定通り。

就業の場所における受動喫煙を防止するための措置：室内禁煙（喫煙専用室設置）。オフィスによっては喫煙室のある勤務先もある。またプロジェクトにてお客様先で業務を行う場合はそのルールに従う。